

認知症及びMCI（軽度認知障がい）の普及啓発等に係る 連携・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と日本イーライリリー株式会社（以下「乙」という。）は、大阪府民（以下「府民」という。）に対する認知症及びMCI（軽度認知障がいのことをいう。以下同じ。）の啓発等に関する取組について相互に連携・協力して実施するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の基本理念に基づき、第2条に規定する連携・協力事項を通じて、府民の認知症及びMCIに関する正しい理解の促進及び科学的知見に基づく認知症の予防に係る知識の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）認知症及びMCIの正しい知識の普及啓発に関すること
- （2）認知症の予防に関する啓発及び知識の普及に関すること
- （3）その他、甲及び乙が合意する、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定により知り得た相手方の秘密及び個人情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに、本協定の遂行以外の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りでない。（1）開示を受けた時点で既に公知であった情報、（2）開示を受けた後、受領当事者の責めに帰さない事由により公知となった情報、（3）法令又は監督官庁の命令等に基づき開示が要求される情報。なお、本条の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

2 甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報について、自己の秘密情報と同等以上の合理的な安全管理措置を講じ、不正なアクセス、漏洩、滅失又は毀損の防止のために必要かつ適切な技術的及び組織的措置を維持するものとする。

3 甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報へのアクセスを、本協定に基づく連携活動

の遂行に必要な自己の役員及び従業員に限定するものとし、当該役員及び従業員に対して本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。

- 4 甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報に影響を及ぼす可能性のあるセキュリティインシデント（不正アクセス、漏洩、滅失、毀損等をいい、そのおそれがある場合を含む。）を認知した場合又はそれが疑われる場合は、速やかに（遅くとも認知後 72 時間以内に）相手方に通知し、当該インシデントの詳細、影響範囲、講じた対応措置及び再発防止策を報告するものとする。
- 5 甲及び乙は、本協定が終了した場合又は相手方から要請があった場合は、相手方から受領した秘密情報（その複製物を含む。）を速やかに返還又は廃棄するものとする。

（協定期間）

第 4 条 この協定の期間は、締結日より 1 年間とする。

- 2 前項の協定の期間の満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第 5 条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方への通知を要せず、この協定を解除することができる。
 - （1）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。）と関係を有することとなったとき
 - （2）相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき
 - （3）相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき
- 3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（法令遵守）

第 6 条 いずれかの当事者が、本協定に関連して、政府その他規制当局より、贈収賄に関する監査、検査、その他の調査（以下「調査等」という。）を受ける場合、直ちに相手方当事者にその旨を通知するものとする。調査等を受けた当事者は、当該調査等のすべての結果を相手方当事者に提供するものとする。相手方当事者は、当該調査等への対応について、調査等を受けた当事者に協力する機会を与えられるものとする。

- 2 両当事者は、本協定の有効期間中及びその後 3 年間、本協定の履行に関する各自の記

録を、他方の当事者による監査に協力するため、必要に応じて閲覧又は複製に供するものとする。

- 3 ①両当事者は、本協定に基づく連携活動の遂行が、贈収賄等の汚職に関する法律その他の適用される法律を遵守した正当なものであり、何らの不正な目的を持つものではないこと、また、今後も、両当事者が主たる事業所を有し、かつ本協定に基づく義務を履行する国において適用される贈収賄等の汚職防止に関する法律その他の適用される法律の全てを遵守し、法律に違背する行為を行わないことを確認する。

②乙は、本協定又は甲との連携活動に関連し、直接的又は間接的に、公務員、また甲の関係者に対して、金銭その他の利益の供与、その約束又は許可を行ったことはなく、今後もこれを行わないことを確認する。

③両当事者は、他方の当事者が、贈収賄等の汚職に関する法律を確実に遵守するため必要がある場合には、相当な協力を行うこととする。

④両当事者は、本条の違反が本協定に対する重大な違反とみなされることを確認し、違反のあった場合は、違反当事者に対し、直ちに本協定の解除を含め適切な救済手段を追求することができるものとする。

- 4 両当事者は、本協定の有効期間内に、相手方当事者に開示した各当事者の所有者又は経営幹部に重大な変更のあった場合には、直ちに相手方にその旨を通知することとする。

- 5 ①甲及び乙は、米国財務省外国資産管理局が管理する貿易制裁（31 C.F.R. Part 501 以降）、米国輸出管理規則（15 C.F.R. Part 734 以降）ならびに欧州連合の貿易制裁および輸出法（Regulation (EC) No. 428/2009（改正を含む）を含むがこれに限らない。）を含む全ての貿易制裁および輸出管理法令を遵守することに同意する。

②甲及び乙は、自己、その取締役、執行役員、代理人、株主、または自己に支配権を有する者が、(i) 国連、米国、欧州連合およびその加盟国、英国、または本協定に基づく連携活動に適用されるその他の管轄区域の貿易または金融制裁の対象（米国財務省外国資産管理局の List of Specially Designated Nationals and Other Blocked Persons (SDN リスト) および Consolidated Sanctions List、米国国務省の Non-proliferation Sanctions Lists、国連の Financial Sanctions Lists、欧州連合の Consolidated List、ならびに英国財務省の Consolidated List of Financial Sanctions Targets を含むがこれらに限らない）となっていないこと、(ii) 米国の包括的な制裁の対象となる地域（制裁対象地域）（現在、ベラルーシ、キューバ、クリミア、ウクライナのうちロシアの支配下にある地域、イラン、北朝鮮、ロシア、スーダン、シリア、ベネズエラ）の法律に基づき設立され、または組織されたものでないこと、または (iii) これらの者（以下「制限対象者」という。）によって直接的または間接的に所有または管理されていないことを表明し保証する。

③甲及び乙はさらに、自己またはその取締役、執行役員、代理人、株主、または自己に支配的な利害関係を持つ人物が制限対象者になった場合又は自己が制限対象者によって

直接的または間接的に所有または支配されることになった場合、相手方に書面で直ちに通知することを表明し保証する。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年10月16日

甲：大阪府
大阪府知事 吉村 洋文 印

乙：兵庫県神戸市中央区磯上通5丁目1番28号
日本イーライリリー株式会社
代表取締役 カーラ・アルカサル